

# 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護利用約款

## (約款の目的)

第1条 介護老人保健施設たばる（以下『当施設』という。）は、要支援1、2と認定された利用者（以下単に『利用者』という。）に対し介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように、一定の期間、介護予防短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養するもの（以下『身元引受人』という。）は、当施設に対しそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決める事を、本約款の目的とします。

## (適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設へ提出した後より効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2および別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出を持って、繰り返し当施設を利用できるものとします。

## (利用者からの解除)

第3条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思を表明することにより、利用者の介護予防サービス計画に関わらず、本約款に基づく短期入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の介護予防サービス計画作成者に連絡するものとします。

## (当施設からの解除)

第4条 当施設は利用者および身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の介護予防サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護予防短期入所療養介護サービスの提供範囲を超えると判断された場合。
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を1か月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日以内に支払われない場合。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることが出来ない場合。

## (利用料金)

第5条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護予防短期入所療養介護の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計金額を翌月の20日に指定口座より振替にて支払うものとします。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

(記録)

- 第6条 当施設は、利用者の介護予防短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人、その他の者（利用者代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じません。

(身体の拘束)

- 第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長を含む身体拘束廃止委員会が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報保護)

- 第8条 当施設とその職員は当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
  - ② 居宅介護支援事業所等との連携。
  - ③ 地域包括支援センターとの連携
  - ④ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
  - ⑤ 利用者の病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等。
  - ⑥ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診察を依頼する事があります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護予防短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診察を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(虐待防止対策)

- 第11条 当施設は、利用者に対して精神的にも肉体的にも、体罰、暴言、セクハラ等あらゆる権利侵害、虐待を行いません、また、施設内外において利用者に対しての権利侵害虐待を発見、又は、疑わしい事象を確認した場合は、別途、「身体拘束及び高齢者虐待への対応」に基づき報告、通報等適切な措置を講じます。

(褥瘡対策)

第12条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないよう適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備します。

(要望又は苦情等の申し出)

第13条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する介護予防短期入所療養介護に対して要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出る事ができ、又は備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第14条 介護予防短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めない事項)

第15条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設たばるのご案内  
(2024年8月1日)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 たばる
- ・開設年月日 平成29年4月1日
- ・所在地 大分県大分市大字田原字深田936番地1の1
- ・電話番号 097-542-4139 ・FAX 097-542-0030
- ・管理者名 前田 豊樹
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (4470110026号)

2. 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設たばるの運営方針]

1. 利用者の状態、家庭環境を考慮し、その意向を尊重したケアプランの下で、将来をみすえた生活支援に努める。
2. 利用者の人柄や主体性を尊重しながら、明るく、家庭的な雰囲気の中で愛情を持ったサービスに努め、生活の向上を図る。
3. 利用者のプライバシーを守り、地域社会との連携の下、利用者のニーズにあった生活環境を確立するように努める。

(3) 施設の職員体制

職種	職員数	業務内容
・医師	常勤換算方法で1人以上	健康管理及び医療の適切な処理
・看護職員	常勤換算方法で8人以上	保健衛生並びに看護・介護業務
・介護職員	常勤換算方法で22人以上	日常生活全般の介護・送迎運転業務
・支援相談員	1人以上	相談支援業務・送迎運転業務
・理学療法士、 作業療法士又は 言語聴覚士	常勤換算方法で2人以上	理学療法業務
		作業療法業務
		言語聴覚療法業務
・管理栄養士	1人以上	栄養管理及び給食業務
・介護支援専門員	1人以上	介護保険申請代行、利用計画作成
・事務職員	1人以上	庶務会計・一般事務
・薬剤師	1人以上	薬剤師業務

- (4) 入所定員等 ・定員 82 名  
・療養室 個室 10 室、2人室 2 室、4人室 17 室
- (5) 通所定員 30 名

## 2. サービス内容

- ① 介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）  
朝食 8時00分～ 9時00分  
昼食 12時00分～13時00分  
夕食 18時00分～19時00分
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。  
入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に  
応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 口腔ケア計画等の口腔内管理
- ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑪ 理美容サービス（原則週1回・木曜日）
- ⑫ 送迎サービス
- ⑬ 行政手続代行
- ⑭ その他  
\*これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をい  
ただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

## 3. 協力医療機関

当施設では下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

- ・協力医療機関名
  - ▽ たばるクリニック 大分市大字田原字深田936番地
  - ▽ 大分三愛メディカルセンター 大分市大字市1213番地
- ・協力歯科医療機関名
  - ▽アルプス歯科 大分市中戸次前田1448
  - ▽みどり歯科おとな子どもクリニック 大分市常行129-1

## ◇ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」に記入いただいた連絡先に連絡します。



<別紙2>

介護予防短期入所療養介護について

- ◇ ご利用いただける方  
介護保険法により、要支援1、2と認定された方
- ◇ 介護保険証の確認  
説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

◇ 介護予防 短期入所療養介護の概要

介護予防短期入所療養介護は、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医療的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するに当たっては利用者に関わあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇ 利用料金

(1) 基本料金

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。下記の金額は1日あたりの1割負担分です。介護保険負担割合証に記載された割合分の自己負担が発生します。）
- ◎ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（従来型個室）
  - ・ 要支援1 632円
  - ・ 要支援2 778円
- ◎ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（多床室）
  - ・ 要支援1 672円
  - ・ 要支援2 834円

- \* 在宅復帰在宅療養支援加算（Ⅱ）として1日51円加算されます。
- \* 入所時および退所時に送迎を行った場合には、それぞれ184円加算されます。
- \* 個別リハビリテーションを実施した場合240円加算。
- \* 夜勤配置加算で24円加算。
- \* 医師の指示に基づき療養食を提供した場合、1日に3回を限度として8円加算。
- \* 認知症行動・心理症状が認められるため緊急に短期入所受入れを行った場合、7日間200円加算。
- \* 治療管理を目的とし、計画外で介護予防短期入所療養介護サービスを利用した場合、7日を限度として275円加算
- \* 若年性認知症利用者を受け入れた場合120円加算。
- \* サービス提供体制強化加算Ⅰで22円加算
- \* 病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理として投薬・注射・検査・処置等が行われた場合518円加算（連続する3日を限度）。
- \* 特定治療・・・介護老人保健施設においてやむを得ない事情により行われるリハビリテーション・処置・手術・麻酔・放射線治療を行った場合、診療報酬点数表に定める点数を加算

\*サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・・・介護職員のうち、介護福祉士の割合が80%以上で22円加算。

\*口腔連携強化加算・・・当施設の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合に、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に当該評価の情報提供を行った場合1月につき1回に限り50円加算

\*生産性向上推進体制加算（Ⅰ）

以下の要件を満たした場合、1月につき100円加算（生産性向上加算（Ⅱ）を算定した場合は、算定しない）

①生産性向上推進体制加算（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されている

②見守り機器等のテクノロジーを複数導入している

③職員間の適切な役割分担（介護助手の活用等）の取り組みを行っている

④1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提出を行っている

\*生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

以下の要件を満たした場合、1月につき10円加算（生産性向上加算（Ⅰ）を算定した場合は、算定しない）

①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている

②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している

③1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提出を行っている

\*介護職員等処遇改善加算として、基本報酬に7.5%加算

## （2）その他の料金

① 食費/1日 ・朝食 330円・昼食 550円・夕食 670円

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

※食費において限度額認定（国が定める負担限度額段階、第1段階～第3段階の方）を受けている場合。

第1段階	300円/日
第2段階	600円/日
第3段階①	1000円/日
第3段階②	1300円/日

② 滞在費（療養室の利用料）/1日

・従来型個室 1,728円

・多床室 437円

（ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

※滞在費において限度額認定（国が定める負担限度額段階、第1段階～第3段階の方）を受けている場合。

従来型 個室	第1段階	550円/日
	第2段階	
	第3段階	1,370円/日
多床室	第1段階	0円/日
	第2段階	430円/日
	第3段階	



③ 理美容代	実 費
④ 日常生活費	100円／1日
⑤ 電気料	55円／1個につき1日
⑥ その他（利用者が選定する特別な食事等）	

(3) 支払方法

- ・利用の翌月20日に指定口座より振替にてお支払いただきます。  
(20日が、日曜・祭日の場合、金融機関の翌営業日となります。)

(4) 通常送迎地域

- ・大分市内及び由布市(下市・東院・鬼崎・古野)



# 介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護利用同意書

介護老人保健施設 たばるを利用するにあたり、介護予防短期入所療養介護利用約款及び別紙1、別紙2、別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所  
氏 名

<身元引受人>

住 所  
氏 名

介護老人保健施設 たばる  
管理者 前田 豊樹 殿

緊急連絡先

①	氏 名		続 柄	
	住 所			
	電話番号			
②	氏 名		続 柄	
	住 所			
	電話番号			
③	氏 名		続 柄	
	住 所			
	電話番号			

<説明者>

---